

観光財源（宿泊税を除く）の検討について

1.観光財源の種類について

観光財源の確保に向けた手段としては宿泊税等の地方税の他、受益者分担金・負担金、協力金、寄附金などがあげられる。このうち、協力金、寄附金（ふるさと納税制度）については、地方税や負担金のような強制力のあるものではないため、観光振興に充てる財源としての見通しが立てづらいものである。

種類	内容
地方税	入湯税、宿泊税、訪問税、歴史と文化の観光税（駐車場利用への税）等
受益者分担金・負担金	特定の受益者から徴収して特定の事業に使われる仕組みに基づいた制度
協力金	訪問者から任意で支払いを求める制度
寄附金 （ふるさと納税制度）	ふるさと納税制度の仕組みを利用し、観光振興を目的とした寄附金を集める

2.地方税（宿泊税を除く）の検討

（１）入湯税の引き上げ

入湯税は地方税法でその税率が入湯客１人１日について１５０円を標準とするとされているが、それを上回る税率を条例で定めて適用する入湯税超過課税がいくつかの自治体では導入されている。

（２）入域・訪問税

特定の島や地域への入域行為を対象として課税する制度。宿泊を伴わない日帰り客からも徴収可能だが、導入されている地域は入域者の補足が可能な特定の島であり、本市での導入は技術的にほぼ不可能と考えられる。

（参考：導入自治体事例）

地域	税目	税額	概要
広島県廿日市市	宮島訪問税	100 円/人	宮島に訪問（入域）する人を対象に課税
沖縄県離島３島	環境協力税	100 円/人	伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村へ入島する人を対象に課税

（３）駐車場利用への課税

有料駐車場への駐車行為を対象として課税する制度。宿泊を伴わない日帰り客からも徴収可能なもので、導入に際した検討事項は下記のようなものが挙げられる。

事項	検討内容
納税義務者の範囲	・ 駐車場利用者の属性（市民、来訪者）を区別するのは困難。 ・ 市民を対象外とする制度については総務省が地方税法に抵触する恐れがあるという見解も示している。
対象駐車場	・ 市内の駐車場すべてを対象とするか、観光エリアに絞り課税対象とするか。（※道の駅については、利用者が無料で駐車場を利用できることが登録要件として定められている。） ・ 本市の観光エリアの駐車場のうち一部は現状無料であり、導入に際しては、徴収の仕組み、制度を整備する必要がある。
税収の使途	・ 入湯税、宿泊税（仮に導入された場合）とのそれぞれの税収の使途について整理する必要がある。

（参考：導入自治体事例）

地域	税目	税額	概要
福岡県太宰府市	歴史と文化の環境税	二輪車：50 円 乗用車：100 円 マイクロバス：300 円 大型バス：500 円	太宰府市内にある一時有料駐車場の利用に対して課税

3. 受益者分担金・負担金

（１）受益者分担金・負担金とは

受益者分担金・負担金とは、将来利益が得られることが見込まれる受益者に対して、自治体が事業費用の負担を求める制度のことである。自治体において下水道整備等のインフラ整備事業や都市開発事業で適用されているが、米国、英国等ではこの仕組みを観光振興事業に置き換えて活用する BID（Business Improvement District：産業改善地区）や TID（Tourism Improvement District：観光改善地区）が広く普及している。

○受益者分担金：

- ・ 地方自治法（第 224 条）を根拠とし、特定の事業の経費に充てるために自治体が受益者から受益の範囲内で徴収できるもの。

○受益者負担金：

- ・ 地方財政法（第 27 条）および都市計画法（第 75 条）等の個別法を根拠とし、国・地方公共団体が特定の受益者から徴収するもの。

- ・都市計画事業等で利益を受ける受益者がいれば、利益の範囲で事業費用の一部を負担させることができるもの。

（２）地方税との比較

地方税と受益者分担金・負担金制度を比較すると以下のような違いが挙げられる。（ここでは例として宿泊税との比較をする。）

	宿泊税	受益者分担金・負担金
導入手続き	条例制定、総務大臣の同意	事業者（受益者）の合意、条例制定
納付義務者	宿泊者が納税義務者 宿泊施設が特別徴収義務者	事業者（受益者）が納付義務者 ただし観光客に転嫁する設計が可能
資金使途	宿泊税の使途の範囲で裁量がある	受益者の合意する計画に基づく

（３）海外先行事例（ビジット・カリフォルニアの TID）

米国カリフォルニア州の州 DMO であるビジット・カリフォルニアは TID を導入しており、受益者は宿泊事業者だけでなく、レンタカー事業者、アミューズメントパークなども対象とし、観光関連による受益者に広く負担を求めている。業種ごとに徴収対象となる事業規模と料率が細かく決められており、料率は業界ごとに観光による恩恵の割合で設定されている。

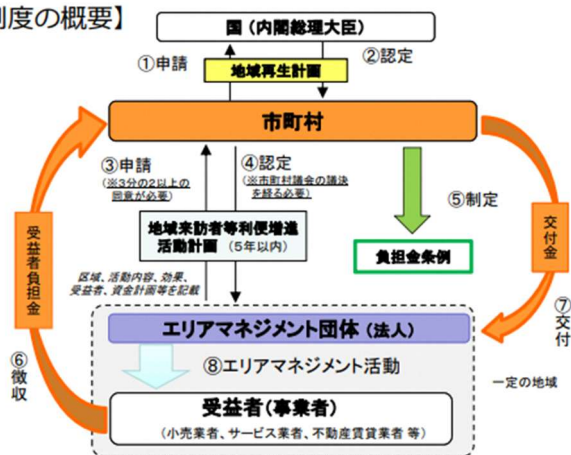
対象事業	負担金料率
宿泊事業	観光客収入の 0.195%
アトラクション、レクリエーション事業	観光客収入の 0.0975%
レストラン、小売業	観光客収入の 0.0975%
交通、旅行サービス事業	観光客収入の 0.0975%
乗用車レンタカー事業	観光客収入の 0.0975%

出典：観光地域づくり法人(DMO)における自主財源開発手法ガイドブック

（４）内閣府 地域再生エリアマネジメント負担金制度（日本版 BID 制度）

地域再生エリアマネジメント負担金制度とは、【制度の概要】3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者（事業者）から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度である。

本制度を活用している例は現時点で2例のみであるため、観光振興での活用が可能か等、制度設計について調査をする必要がある。



出典：内閣官房地域未来戦略推進本部/内閣府地方創生推進事務局

(参考：地域再生エリアマネジメント負担金制度活用自治体例)

○大阪市地域再生エリアマネジメント計画

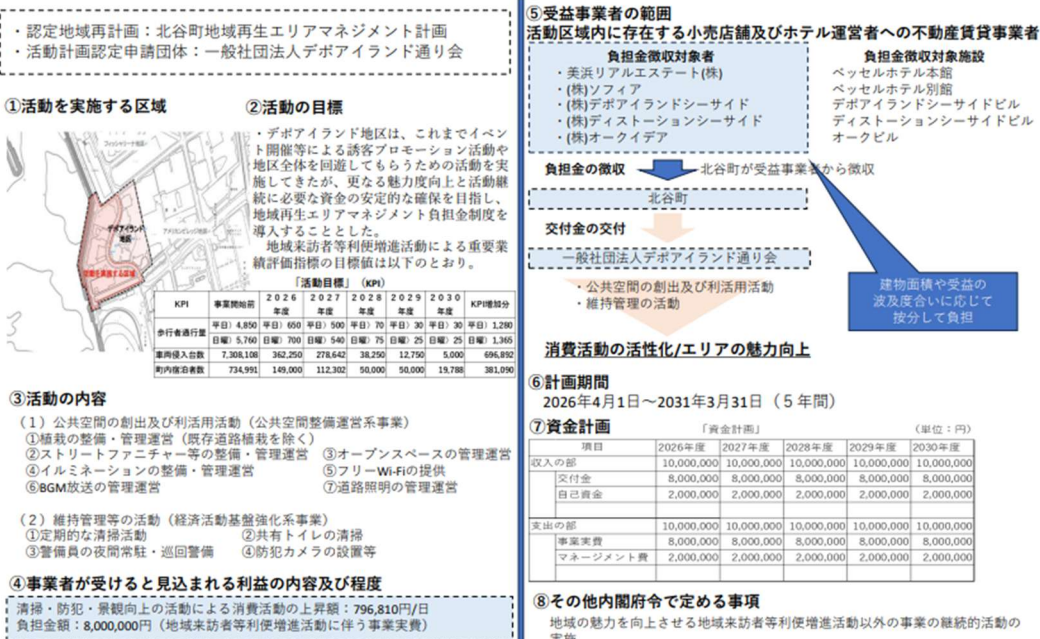
大阪駅周辺地区地域来訪者等利便増進活動計画（概要版）



出典：内閣官房地域未来戦略推進本部/内閣府地方創生推進事務局 HP

○北谷町地域再生エリアマネジメント計画

デポアイランド周辺地区地域来訪者等利便増進活動計画（概要版）



出典：内閣官房地域未来戦略推進本部/内閣府地方創生推進事務局 HP